

作成日 2023/10/17

本SDSは「GHSに基づく化学品の危険性有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」(JIS Z 7253:2019)7.1全体構成に示される16の項目について記したものです。

本製品は労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)に基づく表示が必要な製品ではありませんので、GHSに関する情報はラベルには表示していません。

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 アキュディア™ EMB培地
製品コード 05644
供給者の会社名称 島津ダイアグノスティクス株式会社
住所 東京都台東区上野3丁目24番6号
上野フロンティアタワー20階
担当部門 信頼性保証部
電話番号 03-5846-5613
FAX番号 03-5846-5619
電子メールアドレス yakuji@sdc.shimadzu.co.jp

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

健康有害性 急性毒性(経口) 区分4
上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 警告
危険有害性情報 H302 飲み込むと有害
注意書き
安全対策 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
応急措置 飲み込んだ場合: 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P301+P312)
口をすすぐこと。(P330)
廃棄 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
シュウ酸二水和物	0.99%	C ₂ H ₂ O ₄ ·2H ₂ O	(2)-844	既存	6153-56-6
物質(その他)	99%	-	-	-	-

4. 応急措置

吸入した場合
皮膚に付着した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。

眼に入った場合	皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。
5. 火災時の措置 適切な消火剤	周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。 粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。
使ってはならない消火剤 火災時の特有の危険有害性 特有の消火方法	情報なし 燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。 消火作業は、風上から行う。 周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	関係者以外は安全な場所に退去させる。 消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。
6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法 及び機材	多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。 漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。 粉末の場合は、電気掃除機(真空クリーナー)、ほうきなどを使用して回収する。 粉塵が飛散しないようにして取り除く。 微粉末の場合は、機器類を防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。
二次災害の防止策	付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。 床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。 漏出物の上をむやみに歩かない。
7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
安全取扱注意事項	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
保管	取扱い後はよく手を洗うこと。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 換気の良い場所で保管すること。
8. ばく露防止及び保護措置 設備対策	蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。

保護具	呼吸用保護具	取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。 必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。
	手の保護具	必要に応じて、適切な保護手袋を着用すること。
	眼、顔面の保護具	必要に応じて、適切な眼の保護具を着用すること。
	皮膚及び身体の保	必要に応じて、適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	固体
形状	粉末
色	淡赤紫 ~ 灰紫色
臭い	データなし
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点	データなし
範囲	
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限 下限	データなし
界／可燃限界	
	上限
引火点	データなし
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	6.6 ~ 7.0
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配	データなし
係数	
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	データなし
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	情報なし
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	情報なし
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	情報なし

11. 有害性情報

急性毒性	経口 経皮 吸入	急性毒性推定値が1180mg/kgのため区分4とした。 データ不足のため分類できない。 (気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。 データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		データ不足のため分類できない。
眼に対する重篤な損傷性		データ不足のため分類できない。
／眼刺激性		データ不足のため分類できない。
呼吸器感作性		データ不足のため分類できない。
皮膚感作性		データ不足のため分類できない。

生殖細胞変異原性	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
発がん性 生殖毒性	データ不足のため分類できない。 (生殖毒性) 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。 ※区分2は0.17%含まれる。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。 毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、分類できないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、分類できないとした。 動粘性率が不明のため、分類できないとした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、分類できないとした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、分類できないとした。
誤えん有害性	動粘性率が不明のため、分類できないとした。
12. 環境影響情報	
水生環境有害性 短期(急性)	毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。
水生環境有害性 長期(慢性)	毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意	
残余廃棄物	各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。
汚染容器及び包装	各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意	
国際規制	海上規制情報 Marine Pollutant Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code 非該当 Not applicable Not applicable
国内規制	航空規制情報 陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質 非該当 非該当 非該当 非該当

	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
緊急時応急措置指針番号	航空規制情報	非該当 なし
15. 適用法令		
労働安全衛生法		名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
労働安全衛生法(令和6年4月1日以降)		しゅう酸(政令番号:304)(5%未満) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)
労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第18条及び第18条の2に基づくラベル表示・SDS等交付の義務対象物質に新たに追加する物質(令和7年4月1日施行予定)		しゅう酸(政令番号:304)(5%未満) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
毒物及び劇物取締法		非該当
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)		非該当
大気汚染防止法		揮発性有機化合物(法第2条第4項)(平成14年度VOC排出に関する調査報告)
外国為替及び外国貿易法		輸出貿易管理令別表第1の16の項
16. その他の情報		
連絡先		島津ダイアグノスティクス株式会社 信頼性保証部 TEL:03-5846-5613 FAX:03-5846-5619 電子メールアドレス:yakuji@sdc.shimadzu.co.jp
その他		組成及び成分情報に記載している濃度又は濃度範囲は製造時の配合量を元に算出した一例であり、製品中の濃度を保証するものではありません。また、端数処理により合計値が100%とならない場合があります。 記載内容は日本国内で適用される法令に従い、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性に関しては、いかなる保証をなすものでもありません。 また、注意事項は通常の手配を対象としたものですので、特殊な手配の場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上でご使用ください。 当該製品に関する全般的な注意、使用上または取扱い上の注意あるいは廃棄上の注意等に関しては、ラベルや説明文書等をよく読んでからご使用ください。